

地方財政審議会付議案件

令和 8 年 7 月 1 7 日（金）

（案件名）

- ・ 夕張市財政再生計画の変更の同意について（決裁案件）

○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）（抄）

（財政再生計画の同意）

第十条 地方公共団体は、財政再生計画について、議会の議決を経て、総務大臣に（市町村及び特別区にあっては、都道府県知事を通じて総務大臣に）協議し、その同意を求めることができる。

2 総務大臣は、財政再生計画について同意をするかどうかを判断するための基準を定め、これを公表するものとする。

3 総務大臣は、第一項の規定による協議を受けた財政再生計画が、前項の基準に照らして適当なものであると認められるときは、これに同意するものとする。

4 総務大臣は、第二項の基準の作成及び前項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5・6 （略）

7 第二項から第五項までの規定は、前項の変更の同意について準用する。

自治財政局 財務調査課

酒井財政健全化専門官

（内 2 3 4 7 5）

夕張市財政再生計画の変更 (令和8年7月)の概要

- 本年6月16日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和8年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針等について、変更はない。

I 経過

- R8. 7. 15 夕張市議会が財政再生計画の変更を議決
- 〃 夕張市長から総務大臣宛に財政再生計画変更協議書の提出
(北海道知事経由)
- 7. 17 地方財政審議会の意見聴取
- 7. 21 総務大臣同意(報道発表)

II 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 水道基本料金等の減免(水道事業会計への繰出)(+9百万円)

物価高騰の影響を受けている市民・企業等の経済的負担の軽減策として、令和7年12月から水道基本料金等の減免を実施しているところ、国の令和8年度補正予算による「重点支援地方交付金」の追加措置を踏まえ、当初5月までとしていた実施期間を6月まで延長することとし、延長分の減収等に対する水道事業会計への繰出金を計上するもの。

(財源) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 7百万円

一般財源 3百万円

(2) 夕張支線代替輸送運営費等補助金（＋１百万円）

廃止されたＪＲ夕張支線の代替として運行されている市内路線バスについて、車両が著しく劣化していることから、当初予算で新規車両の購入費の補助を計上していたところ、物価高騰等により車両価格が大幅に上昇し、予算に不足が生じる見込みのため、所要額を追加で計上するもの。

（財源）石勝線代替輸送確保基金繰入金　１百万円

２ 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増（＋７百万円）、繰入金の増（＋４百万円）により、１１百万円の増

(2) 歳出

その他の増（＋１１百万円）により、１１百万円の増

(参考) 歳入・歳出の全体像

【一般会計】（令和８年度計画）

（単位：百万円）

区 分		変更前	変更後	増減額	主な内容
歳入	地 方 税	867	867	－	
	地方譲与税	55	55	－	
	地方交付税	5,210	5,210	－	
	国・道支出金	1,692	1,699	7	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金【国】 +7
	繰 入 金	1,898	1,902	4	財政調整基金繰入金 +3 石勝線代替輸送確保基金繰入金 +1
	地 方 債	628	628	－	
	そ の 他	838	838	－	
	合 計	11,188	11,199	11	
歳出	人 件 費	1,437	1,437	－	
	物 件 費	1,913	1,913	－	
	維持補修費	382	382	－	
	扶 助 費	1,380	1,380	－	
	建設事業費	755	755	－	
	公 債 費	3,715	3,715	－	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	－	
	繰 出 金	649	649	－	
	そ の 他	958	969	11	【補助費等】 夕張支線代替輸送運営費等補助金 +1 水道基本料金等減免(水道事業会計繰出) +9
	合 計	11,188	11,199	11	

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない。